

家事等の負担軽減に資するサービスの利用促進  
に関する関係府省連絡会議（第3回）  
提出資料

令和8年4月

# 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）について

## ベビーシッターとは

児童福祉法では、認可外保育施設の種類。居宅を訪問する形態で保育を行う“居宅訪問型”であり、認可の「居宅訪問型保育事業」に対し、認可を受けていないものを認可外の「**居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター）**」という。

### (1) 実施形態

- 個人のベビーシッター
- 複数のベビーシッターを雇用して実施する事業者

※その他・・・こどもの預かりサービスのマッチングサイト事業者

保護者と登録ベビーシッターをサイト上で仲介する場を提供する事業者。仲介する場を提供することにとどまらず、ベビーシッターと雇用・委託契約を結んで仲介する場合もある。

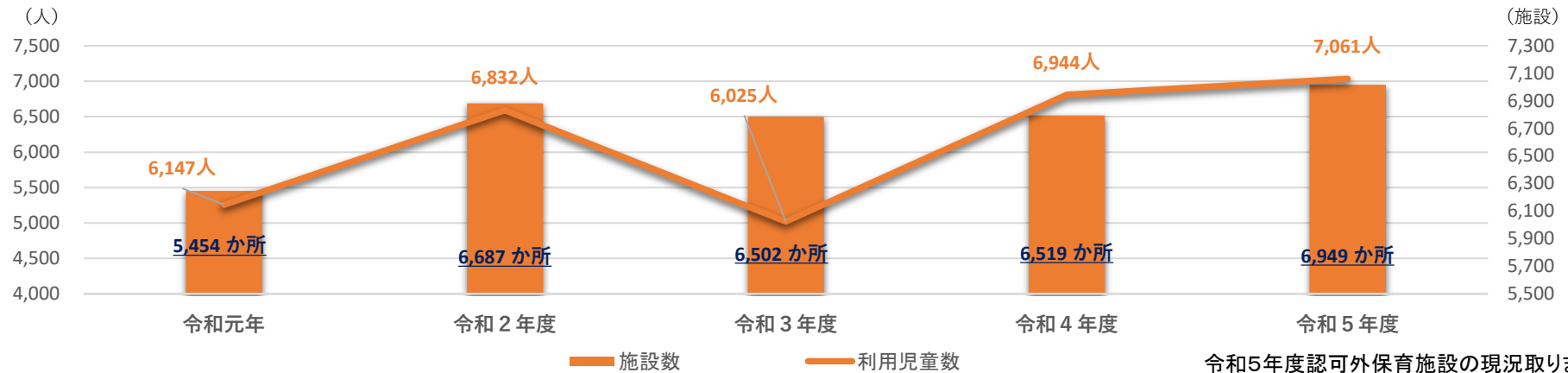
### (2) 資格

- 認可外保育施設指導監督基準において、保育士・看護師又は都道府県知事等が行う一定の研修を修了した者であることを要件として求めている

※従事者における資格等の割合・・・保育士・看護師の有資格者51.1%（保育士45.4%、看護師5.7%）、研修修了者37.2%、研修未受講者11.7%

【令和6年度実態調査報告書（公益社団法人全国保育サービス協会）】

### (3) 現状 【施設数及び利用児童数】



※都道府県別にみると、東京都の施設数が最も多く、次いで神奈川県が多い。主に都市部に施設が集中する傾向が見られる一方、地方においては施設数が相対的に少なく、地域的な偏在がみられる。

ベビーシッターの地域別の利用実態や保護者のニーズを把握・分析することにより、安全で質の高いベビーシッターの利用促進に向けたニーズ把握等を行うため、実態把握調査を実施予定。（令和7年度補正予算）

# 利用者が活用できるメニューの全体像

## 国と自治体による公費による支援有

### 施設に預ける・通う

**保育所**  
0～5歳

**認定こども園**  
0～5歳

**幼稚園**  
3～5歳

**小規模保育**  
0～2歳・3～5歳

**事業所内保育**  
0～2歳

**家庭的保育**  
0～2歳

※その他、時間単位で通う制度として、0歳6か月～2歳児を対象としたこども誰でも通園制度（月に10時間まで利用可能）、保育を一時的に利用する制度として病児保育や一時預かりがある。

### 自宅などで預かってもらう

**居宅訪問型保育**  
0～2歳

※その他、自宅などでの預かりも可能な制度としてファミリー・サポート・センターがある。

## 公費による支援無

### 施設に預ける・通う

#### 認可外保育施設

※自治体独自の保育施設、ベビーホテル、事業所内保育施設（企業主導型除く）を含む。

※認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設については、事業所内保育の一類型として、事業主拠出金により運営されている。

### 自宅などで預かってもらう

#### 認可外の居宅訪問型保育

※個人のベビーシッター  
ベビーシッター事業者

※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における認定を受けている場合は、認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の補助を実施、事業主拠出金により運営されている。

〈こども政策推進事業費補助金〉  
令和8年度予算案 0.3億円（0.4億円）

## 事業の目的

- ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

## 事業の概要

- ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。
  - ① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組。
  - ② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施。

## 実施主体等

【実施主体】 民間事業者（公募により決定）

【補助率】 定額

令和8年度予算案 29億円（29億円）

## 事業の目的

- 「子ども・子育て支援新制度」において、質の高い教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供するために、必要となる人材確保や従事者の資質向上を図るための研修を行うことを目的とする

## 事業の概要

- （1）子育て支援員研修事業【成育環境課】【保育政策課】 4億円（4億円）  
地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関しての必要な知識や技術等を修得するための研修を行い、子育て支援員の養成を図る。  
<拡充内容>  
安全・安心な保育と家族以外の人と関わることができる環境の整備や質の高い通園の保障に向け、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）に従事する保育人材を養成するため、子育て支援員研修に「地域保育コース（こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業））」を新設する。
- （2）職員の資質向上・人材確保等研修事業【成育基盤企画課、保育政策課、成育環境課】 26億円（25億円）  
子ども・子育て支援新制度において、様々な子育て支援事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質の向上及び人材確保を行うための各種研修を実施する。  
<拡充内容>  
新たに「保育士等のミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業」を追加する。

## 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助率】 1 / 2

## 【職員の資質向上・人材確保等研修 研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業（成育基盤企画課）	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業（成育基盤企画課）	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規新卒者の確保、就業継続支援事業（成育基盤企画課）	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業（保育政策課）	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業（成育環境課）	
放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童クラブに配置が求められる「放課後児童支援員」を養成する都道府県知事等が行う認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業 アドバイザー会員研修事業（成育環境課）	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び会員の資質向上を図るための研修を実施
認可外の居宅訪問型保育研修事業（保育政策課）	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準において保育従事者が修了する必要があるとした研修を実施
保育士等のミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業【新規】（成育基盤企画課）	ミドルリーダー同士の学び合いによる資質向上や、当該ミドルリーダーが勤務する園はもとより、自園以外の保育所や認定こども園等における保育の質向上に向けた取組の支援、それらの勤務園でのフィードバック等の取組の支援